

# 昌子の広場 第112報新春号 小林昌子議会報告

## 和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

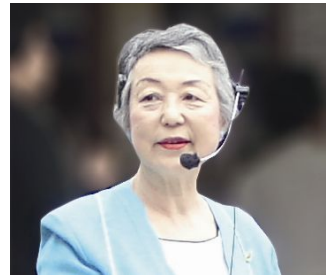
事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次	
・新春の挨拶	P1
・互助会住民訴訟で勝訴	P2
・一般質問	P3
・榎尾川ダム、昌子の広場	P4

### 新春挨拶 互助会に関する住民訴訟で勝訴 榎尾川ダム中止か

**新年明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞ  
宜しくお願い  
申し上げます。**




新春のご挨拶 小林昌子  
 昨年の漢字一文字は「暑」  
 本当に厳しい夏でした。皆様にはお変わりございませんでしょうか。この「暑」に負けず劣らず昨年は大きく変動する或いは変動を予感させる一年でした。

国際的には、尖閣列島問題や北朝鮮の韓国砲撃があり、平和ぼけと言われた日本に戦争という言葉だけの世界から、現実問題として認識せざるを得ない事態となりました。これに対し民主党政府は的確な対応が出来ず、この国の国土保全や安全保障の面で大きな心配を禁じえません。

国内的には、財政問題、地球温暖化問題、TPP問題と課題山積に現政府は十分な対応がなされているとは言えず、ねじれ国会もあって国政は停滞を余儀なくされています。大連立さえ叫ばれ、民主党政権誕生の時に熱気に包まれた高揚感は遠い昔の話のようです。

和泉市では新しく誕生した市長の公約の実現がどうなるかが大きな関心事でしたが、ようやく昨年末に市長は1年限りで公約を実施すると表明しました。しかしこの公約実現は財源を市の貯金である基金に頼ったもので、財政規律の面からも大きな問題があるとともに、地方交付税を受けている(市税の収入が不足している自治体への国からの補填)自治体が、自らの税収を減らす措置に正当性があるのか疑問がありますし、現実不起債制限を受ける可能性が全く無くなった訳ではありません。市は起債制限を回避出来ると考えていますが、万一の対応は出来ておらず、危機管理の面でも問題です。

昨年大きな問題となった上伯太線問題は、市が前市長や現職職員を訴えるという和泉市では前代未聞の展開となっています。裁判で事実関係が明らかになるとともに、それを元に実効ある再発防止対策の策定が望まれます。今年は良い便りが届けられますよう願っています。

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

後援会会長 見辺博夫

旧年中はいろいろご厚誼を頂き誠に有難うございました。新年に当たり思いの一端を述べさせていただきます。

日本民族には日本民族として固有の文化があり、お茶を茶道とし、花の活け方を華道とし、柔道や剣道も美とか礼を重んじる作法としています。文学、哲学、歴史、芸術を身につけてこそ適切な判断力を身につけることが出来ると説かれています。主権在民を柱とする民主主義は素晴らしい制度ですが、それには大前提があって、国民が成熟した判断が出来ることが必要です。何でもかんでも開発・開発で自然を破壊し、温暖化等地球規模の気候変動をもたらしているように思えます。和泉市には現在榎尾川ダム建設の問題があります。京都大学の先生の話では何の役にも立たないダムと明言されています。橋下知事が事業の継続か中止かの判断をまもなくするものと思われませんが、将来に禍根を残さない賢明な判断が望まれます。市民の皆様のお考えが知事の判断にも大きく影響するものと思います。



賀詞に併せて勝手なお願いをお許し下さい。皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

**私達が訴えた互助会に関する住民訴訟で完全勝訴（大阪高裁）  
市が互助会に1.46億円の清算金の返還請求を怠るのは違法！**

**この訴訟に関する一連の経緯**

- H16.6 一般質問で互助会への補給金の実態、市の厚生制度との重複、退会給付金（ヤミ退職金）の実態を質問
- H17.2 互助会等への公金の投入の見直しを求める議員の有志の会を結成。大阪府市町村会に互助会のヤミ退職金の廃止を要求
- H17.7 互助会のヤミ退職金支給に対する市からの補給金の返還を求め住民訴訟（第1次訴訟）
- H17.12 互助会は職員厚遇に対する世論に押されヤミ退職金を廃止。それに備え積み立てた準備金の一部を自治体に返還（①）
- H19.12 第1次訴訟で、補給金の返還を認定（②）したが互助会と市は②の弁済に返還金①を充当する合意をしたため、損害はないとして第1次訴訟は敗訴
- H21.1 上記の充当の合意は市に損害を与えたとして当時の市長に損害賠償を求める第2次訴訟を提訴。同時に充当したため本来貰えるべき返還金が不足となっているのに、市がそれを互助会に請求しないのは違法である事を裁判所に確認を求めた。
- H22.2 その第2次訴訟が2/18大阪地裁であり、市長らへの請求は棄却されたが、互助会に請求しない事は違法であると認定した。訴訟費用は全額被告の負担となり完全勝訴となった。
- H22.2 **市が大阪高裁に控訴**  
互助会が補助参加
- H22.9 **茨木最高裁判決**  
互助会に関する茨木市の訴訟で、最高裁は請求を棄却、互助会敗訴（市の退会給付金の為の補給金の支出は違法）
- H22.11 **互助会が全自治体に返還**  
上記最高裁判決を受けて互助会は全市町村に補給金相当分（80%）を返還  
互助会債務超過となり破産の申立
- H22.11 **高裁控訴棄却（原告勝訴）の判決**。私たちの完全勝訴。その後市及び互助会は上告せず判決が確定

**和泉市が互助会に  
1.46億円の  
請求をしないのは違法**

**本人訴訟で勝訴**

職員が退職するときに、正規の退職金以外に多い人は1000万円を超えるヤミ退職金を受け取っていました。そのヤミ退職金は互助会を通じて支給され、その原資に税金が投入されていることから、職員厚遇の典型として多くの非難が互助会に向けられ、互助会はその制度を廃止しました。その廃止の時に駆け込み退職でヤミ退職金を受け取った職員が和泉市にもおり鬻ぎをかけたものです。私たち有志の議員が「公金の投入を見直す会」を結成し、互助会の廃止を求めて活動し、議会でも何度も質問してきました。破産を迎えいよいよその時が来たかと万感の思いです。

今回の住民訴訟で1審で勝訴したときに、互助会は清算中で何時なくなるかも知れないので、和泉市は控訴しないで判決を確定し、互助会に請求すべきだと議会でも主張しましたが、市長は他の自治体に遠慮したのか控訴しました。その結果今回高裁で勝訴したにも拘わらず、互助会は既に破産手続き中で、この判決が生かされるか否かは分かりません。

12月議会の一般質問でそのような状況を踏まえ、市長に控訴したことをどのように考えるかと質問したところ唖然とする答弁がありました。市長の答弁は「1.46億円は確かに大きいですが、自分はそのような自己中心的な考えは取らない。これからは他市との連携を図らないと地域行政の発展はありえない」というものでした。この中の自己中心的との答弁は到底看過出来ません。

今回の判決は違法に市民の税金が使われていることを司法が認め、その返還を求めるよう市に促したものです。住民が市に代わって住民訴訟という形で市の違法な事務執行を正したもので、この司法の判断を執行するのが何故自己中心的なのか理解出来ません。市長は司法が違法な事務執行を指摘したにも拘わらず、何らその反省もなく、横並び意識から自己中心的と発言したもので、市長の資質が疑われます。

## 12月議会の一般質問から

### <市長公約について>

●質問

今回の市民税の減税8.4億円の半分の4.2億円を高額納税者から並べれば全体のいくらにあたるか

●答弁

納税義務者（税金を納めている人）全体の15.6%に相当する

●質問

現在税金を納めていない人も含めた対象でいくと（有権者数をそれと見て）その割合は8.6%となり、10%以下の人で減税の半分を占めるといふ、所得の多い人を優遇した制度である。この公約を実施した時の定量的効果は

●答弁

そのような試算はしていない

●質問

これだけの大きな減税をするのに何の効果も試算していないということは、市長の公約を実現することのみを目的にするのではないかと、市民から見られても何の反論も出来ないではないか。少なくとも事後の効果検証は必要だと思うが

●答弁

名古屋市の減税の試算結果を当市に置き換えれば大凡5億円の効果が見込まれる。事後の検証は行う

●質問

今回の減税で地方債の発行への影響は

●答弁

本来の税収を自ら放棄し、一方借金にあたる起債を行うことはそれが認められない可能性がある。大阪府は市と協議しながら総合的に判断すると言っており、総務省の見解では行政改革で財源を捻出し、それを減税に当てるときは許可を行うとしている。和泉再生プランを計画通り実施し、その効果を減税の財源とすることで起債発行の許可を得たい。

●質問

起債が認められないときはどうするのか

●答弁

行政改革で対応することを説明し、そのような事態は想定していない。

●質問

減税を行った当時地方交付税の不交付団体であった

愛知県半田市（財政面で裕福な自治体）でも、起債制限については懸念し、その時に備えバックアップを講じていたと聞いている。万一そのような事態に至ったときは市長は結果責任を取るのか。又半田市は減税を実施するときに市長の給与の10%削減を実施したと聞いているがそのような考えは

●市長

和泉再生プランの実現に全力をあげ、危惧されるような事態は起こらないと考えている。報酬の減額はその折に考える。

### <以上の議論から>

この減税は、前回の市長選挙で告示直前に辻市長がマニフェストに上げた施策で（市長は天からのお告げというように表現していた）、十分な効果やその影響を検討した結果の産物ではなく、悪く言えば選挙目当ての人気取り政策ではないかと私も含め多くの人が感じたのではないのでしょうか。

しかし動機がどうあれ、それが市民の福祉の向上を図る市政にとって、適切な施策であれば何も問題はありませんが、その内容が明らかになるにつれ本当にそのような施策であるのか、今回の議論を通じても納得出来るものではありませんでした。

特に減税の効果が少数の高額納税者に偏っており、生活の苦しい人（税金が免除されているか又は少額の人）にとっては全く恩恵は無く、1年限りの施策で意味があるのか極めて疑わしいものです。他の議員が指摘したように学校のクーラーの設置にこの税金を使ったほうが余程効果的だと思います。

それから起債制限の件ですが、市長も含め極めて楽観的ですが本当にそうでしょうか。もし起債が制限されると必要な事業は繰り延べざるを得ず、市民生活に大きな影響は避けられません。危機管理としても万一の対応は考えておく必要があると思います。

和泉再生プランの効果をこの減税の財源に当てることで、関係者の理解が得られると考えていますが、もともとこの和泉再生プランの行政改革は、今のままでは市が赤字団体に転落することを回避するために策定されたもので、市長の減税に当てるために策定されたものではありません。和泉再生プランには市長公約は全く検討外で、その影響等は一切議論されていません。そのような財源を市長公約に使うのは約束違反というものです。



### 橋下知事榎尾川ダム中止の最終判断か



橋下知事が榎尾川ダム中止の最終決定を行うようです。

榎尾川ダムについては、安威川ダム等に比べ事業費は格段に少ないにも拘わらず、河川整備委員会や有識者会議等異例の検討体制がとられ、橋下知事自ら現場は勿論委員会にも多く参加し、2回に亘り地元説明会も開催し、このダムは自分で判断するという意気込みが強く感じられました。

このダム建設の帰趨は榎尾川ダムの問題だけでなく、他のダム建設にも大きな影響を及ぼします。特に従来から金科玉条の様に言われていた100年の雨に対応する治水対策については、これを達成するには途方も無い費用が掛かり、非現実的であるとして、現実的な治水目標を設定し、その結果今回のダム中止(?)の結論に至ったもので、従来の治水目標に拘泥していたのでは到底導きえない結論で、橋下知事の現実に立脚した賢明な方針転換でした。

私たち榎尾川ダムの見直しを求める連絡会は、当初は有志の集まりに過ぎませんでした。ここ数年は元淀川水系流域委員会の今本京大名誉教授、利水の専門家の荻野府立大学名誉教授、更に脱ダムで高名な高田大阪市立大学名誉教授の皆様の積極的関与があり、最後は前淀川水系流域委員会の宮本委員長のバックアップもあり大きな広がりをもった活動になったことも、今回の見直しに少なからぬ影響があったものと思います。それにもまして、ダム建設現場を見た人の100人中100人が、こんな所に何故ダムを作るのという素朴な疑問が、一旦工事が始まったにも拘わらず、これを中止しようという前代未聞の快挙につながったものと思います。

ダムが中止されれば、小さなせせらぎの清流や生態系が保全され、将来世代にも適切な判断であったと評価されると確信しています。あと一歩のところまで来ています。気を抜かないよう最後まで志を同じくする皆さんと頑張ります。

### 昌子の日記&予定

- 12/1 厚生文教委員会傍聴
- 12/2 都市環境委員会傍聴、URへ
- 12/3 総務安全委員会
- 12/5 信太丘陵を守る市民の会
- 12/6 都市環境委員会傍聴、議会運営委員会、ダム定例会
- 12/8 市政相談会
- 12/9-10 一般質問
- 12/11 煎茶会、万葉講座、新住事業勉強会
- 12/13 和泉中央駅会報配布、一般質問
- 12/14 本会議
- 12/15 和泉中央駅会報配布、事務所運営委員会、大阪府河川室へ
- 12/16 信太山駅会報配布、ソロプチ定例会
- 12/17 和泉中央駅会報配布
- 12/18 安威川の治水を考える会
- 12/20 下水道話し合い
- 12/21 大阪高裁(ダンジリ訴訟)
- 12/22 市政相談会
- 12/24 和泉中央駅会報配布
- 12/27 和泉府中駅会報配布

**<事務所行事> いずれも小林昌子事務所**  
**連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626**  
**事務所 TEL 0725-53-4451**  
 (事務所 緑ヶ丘1-3-15)  
**万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)**  
 ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)  
 ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時  
 ・次回は3月です  
 <途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>  
**ちぎ絵**  
 ・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料  
 ・2月9日(水)13時~16時  
**パソコン講座(参加費無料)**  
 ・第2、第4週の火曜 10時~12時、  
 同じく 木曜 14時~16時  
 ・申し訳ありませんが現在定員一杯です。新規の方は少しお待ちいただくことになれます。  
 ・1月は冬休みで第2週はお休みです。  
**市政相談会**  
 ・第2、4水曜日 20:00~21:30